

令和6年4月17日

保険医療機関の管理者様

(介護保険法に基づく医療みなし指定事業所の管理者様)

(政令市・中核市に所在する事業所を除く)

兵庫県福祉部高齢政策課長

令和6年度介護報酬改定に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法の規定により、病院等は健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関の指定を受けた際に、介護保険法に基づく居宅サービス事業所等の指定を受けたものと見なされます。

医療みなし指定となる居宅サービス等	
・訪問看護	・介護予防訪問看護
・居宅療養管理指導	・介護予防居宅療養管理指導
・短期入所療養介護	・介護予防短期入所療養介護
・訪問リハビリテーション	・介護予防訪問リハビリテーション
・通所リハビリテーション	・介護予防通所リハビリテーション
※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導は、経過措置により令和9年3月31日までは届出不要です。	
※訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションは、業務継続計画策定の有無の届出は、経過措置により、令和7年3月31日までは届出不要ですが、高齢者虐待防止措置実施の有無の届出が必要です。	

この度、令和6年度介護報酬改定にあたり、居宅サービス事業所等は「高齢者虐待防止措置」、「業務継続計画の策定」の基準を満たしていない場合、または基準を満たしていることの届出がない場合は、自動的に介護報酬上の減算が適用されることとなりました。

つきましては、現在、サービスを提供しているまたは今後提供予定である場合は、5月15日(水)までに、保険医療機関の所在地を所管する健康福祉事務所あてに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により「高齢者虐待防止措置の有無」、「業務継続計画の策定の有無」の状況、その他必要な加算等について届出をいただきますようお願いいたします。

(様式や届出についての詳細は、下記の県ホームページを参照いただくようお願いいたします。)

(政令市、中核市に所在の保険医療機関については、取扱いが異なりますので、各市にお問い合わせをお願いします。)

○兵庫県ホームページ

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について」

URL: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000004.html

○別紙のとおり、保険医療機関におかれても、介護報酬改定に係る重要な通知などを迅速にお知らせできるよう県HPの定期的な確認及びメールアドレスの登録をお願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班 (高年施設担当)

e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

県HPの定期的な確認 及び メールアドレスの登録について(依頼)

定期的に確認いただきたい県HP

- 高齢政策課では、補助事業や研修のご案内や、国・県からの事務連絡をご案内するため、以下のページを作成しています。ついては、定期的に確認いただきますようお願いいたします

①介護サービス施設・事業所へのご案内(研修・事業・補助制度等)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/project.html>



②介護サービス施設・事業所等へのお知らせ(厚生労働省・兵庫県からの事務連絡・通知等)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/announcement.html>



メールアドレスの登録

- 上記HPに掲載する各種通知・調査をはじめ、令和6年度介護報酬改定に係る通知など、介護サービスに関する情報をタイムリーにお知らせできるよう、県内全ての高齢者福祉施設及び介護サービス事業所のメールアドレスを登録いただいています

※保険医療機関(介護保険法に基づく医療みなし指定事業所)においても、メールアドレスの登録をお願いいたします

- 未登録の場合、最新情報の確認ができないことに繋がりますので、積極的に登録いただきますよう、強くお願いいたします

- 兵庫県電子申請共同運営システムから登録ください

※URL: [https://www.e-hyogo.elg-](https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654)

[front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654](https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654)



兵庫県 介護サービス メールアドレス

検索



○ 登録は、介護サービス種類ごとに

※ 併設施設及び事業所がある場合は、介護サービス種類ごとに登録願います。

○ 登録するメールアドレスは、事業所や法人の代表アドレスを

※ 担当者の個人アドレスでの登録後、異動等で連絡が取れなくなるケースが発生しています。

○ 登録するメールアドレスは、フリーメールのアドレスでも可能

※ メールアドレスがないことだけを理由に、最新情報にアクセスしにくならないようご注意ください。

<問い合わせ先>

兵庫県 福祉部 高齢政策課

介護基盤整備班 (高年施設担当)

078-341-7711